

骨髄移植後等の予防接種の再接種費用を助成します

宝塚市では、骨髄移植等（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植）により、定期予防接種を通じて移植前に得られていた免疫が低下若しくは消失したため、再接種が必要であると医師が認めた20才未満の市民の方に対して、再接種の費用の一部を助成します。

なお、主治医による「骨髄移植後等の予防接種の再接種に係る対象者該当理由書」の発行手数料については、保護者又は本人の負担となりますのでご了承ください。

対象者

（1～3までの条件をすべて満たす方）

- 1 予防接種を受ける日において 20歳未満の宝塚市民。
- 2 骨髄移植等（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植）によって、定期予防接種を通じて移植前に得られていた免疫が低下若しくは消失したため、再接種が必要と医師が認める者。
- 3 助成対象者及び助成対象者と同一世帯に属する者の市町村民税所得割額の合計が235,000円未満（※）であること。

※住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除を控除する前の額です。

※16歳未満のお子様がおられる場合などは扶養控除があります。詳しくは市立健康センターまでお問い合わせください。

対象となる予防接種

移植前に定期接種しているものに限りです。

ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、3種混合、2種混合、不活化ポリオ、MR（麻しん・風しん）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、子宮頸がん。

※4種混合については15歳未満に限るため、15歳以上の場合は3種混合と不活化ポリオでの接種になります。

※BCGは対象外になっています。

助成方法

医療機関に一旦全額お支払いいただいた後、自己負担1割を差し引いた金額を助成します。（生活保護世帯の方及び中国残留邦人等支援給付を受けている方は全額助成します。）

手続きの流れ

原則、再接種前の申請が必要になります。市立健康センターに一度ご相談ください。

1 申請方法

再接種を受ける前に、下記の書類を市立健康センターにご提出ください。

- (1) 骨髄移植後等の予防接種の再接種に係る助成認定申請書（様式第1号）
- (2) 骨髄移植後等の予防接種の再接種に係る該当理由書（様式第2号）
- (3) 母子健康手帳の予防接種記録ページの写し（骨髄移植等前に受けた定期予防接種の記録が記載されたもの）又は当該履歴が確認できるもの
- (4) 転入等により、該当年1月1日時点の住民票が宝塚市になかった方など、宝塚市において課税額が確認できない方については、申請しようとする月の属する年度（4月～6月の申請は前年度）分の課税額を証明できるもの

2 認定

申請内容を審査し、認定された場合、「骨髄移植後等の予防接種の再接種に係る助成認定（不認定）通知書（様式第3号）」により申請者に通知します。

3 再接種

認定通知書を受け取った後、医療機関において再接種を受けます。

4 再接種後の助成申請

助成対象となる予防接種の再接種を受けた日が属する年度の末日までに、下記の書類を市立健康センターにご提出ください。支払った予防接種費用から自己負担1割を差し引いた金額を助成します。

- (1) 骨髄移植後等の予防接種の再接種に係る費用助成金交付申請書兼請求書（様式第4号）※認定通知書と一緒に送付される書類です。
- (2) 領収書の原本（接種内容の記載がない場合は、明細等も必要）
- (3) 接種した予防接種予診票の原本又は写し
- (4) その他必要書類（対象者のみ生活保護適用証明書、中国残留邦人等支援給付受給証明書）

提出先

〒665-0827 宝塚市小浜4-4-1

宝塚市立健康センター 予防接種担当

TEL：0797-86-0056 / FAX：0797-83-2421

※郵送で申請される場合は、提出書類と返信用封筒に送付先を記載したもの（切手貼付）を上記へ送付してください。